包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて（イメージ）
～【109・110・112】－2　胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換　～

資料1－2

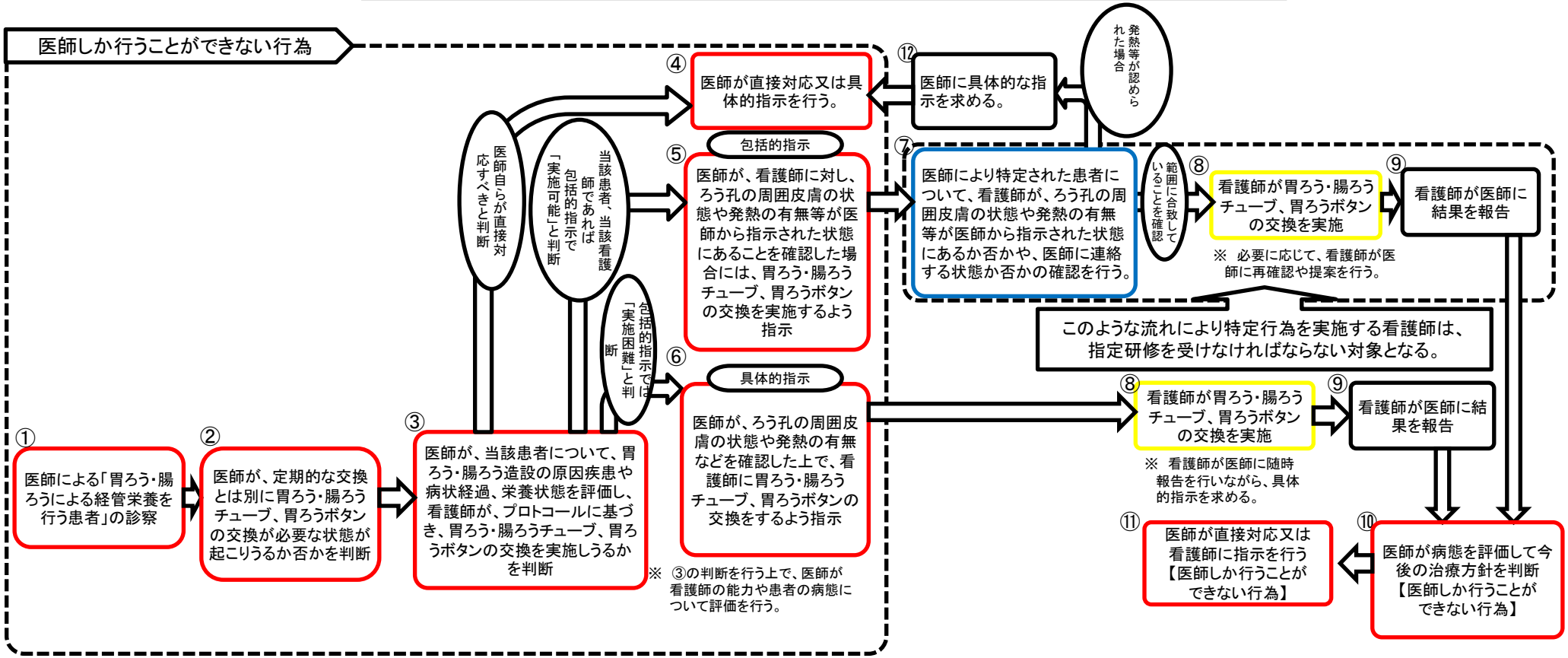

＜⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ＞

1）ろう孔の周囲皮膚の発赤・腫張・熱感や、発熱の有無が医師から指示された状態にある場合
　→胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換を実施

2）発熱が認められた場合
　→　医師に連絡

※　本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※　上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて（案）

医師しか行うことができない行為

①医師による患者の診察及び診断

②医師が予めプロトコールに定められた病態が起こりうる患者か否か判断

医療機関（訪問看護事業所と連携する医療機関を含む。）において、医師と他の医療関係職種が連携しながら策定

③医師が、当該患者について、看護師がプロトコールに基づき、病態の範囲にあるか否かの確認を行った上で、診療の補助を実施しうるかを判断

※　③の判断を行う上で、医師が看護師の能力や患者の病態について評価を行う。

特定行為の場合

医師自らが直接対応すべきと判断

④医師が直接対応又は具体的指示を行う。

当該患者、当該看護師であれば包括的指示で「実施可能」と判断

⑤包括的指示
医師が患者を特定した上で、看護師にプロトコールに基づき「特定行為」を実施するよう指示

⑦医師により特定された患者について、看護師がプロトコールに規定された病態の範囲にあるかの確認を行う。

範囲に合致していることを確認

⑧看護師が「特定行為」を実施

※　必要に応じて、看護師が医師に再確認や提案を行う。

⑨看護師が医師に結果を報告

範囲を逸脱していると確認した場合

⑫医師に具体的な指示を求める。

このような流れにより特定行為を実施する看護師は、指定研修を受けなければならない対象となる。

包括的指示では「実施困難」と判断

⑥具体的指示
医師が患者を特定した上で、その病態を確認し、看護師に「特定行為」を実施するよう指示

⑧看護師が「特定行為」を実施

※　看護師が医師に随時報告を行いながら、具体的指示を求める。

⑨看護師が医師に結果を報告

⑩医師が病態を評価して今後の治療方針を判断【医師しか行うことができない行為】

⑪医師が直接対応又は看護師に指示を行う【医師しか行うことができない行為】

特定行為以外の場合

⑥’具体的指示
医師が患者を特定した上で、その病態を確認し、看護師に「診療の補助」を実施するよう指示

⑧’看護師が特定行為以外の「診療の補助」を実施

※　看護師が医師に随時報告を行いながら、具体的指示を求める。

⑨看護師が医師に結果を報告

医師自らが直接対応すべきと判断

④医師が直接対応又は具体的指示を行う。

当該患者、当該看護師であれば包括的指示で「実施可能」と判断

⑤’包括的指示
医師が患者を特定した上で、看護師にプロトコールに基づき「診療の補助」を実施するよう指示

⑦医師により特定された患者について、看護師がプロトコールに規定された病態の範囲にあるかの確認を行う。

範囲に合致していることを確認

⑧’看護師が特定行為以外の「診療の補助」を実施

※　必要に応じて、看護師が医師に再確認や提案を行う。

⑨看護師が医師に結果を報告

範囲を逸脱していると確認した場合

⑫医師に具体的な指示を求める。

包括的指示では「実施困難」と判断

※　特定行為以外の包括的指示のあり方については、上記以外にも様々な方法が考えられる。

※　本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。